

個人番号・法人番号のご提示のお願い

マイナンバー制度について

平成28年1月より社会保障・税・災害対策分野において、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤としてマイナンバー制度が導入されました。

マイナンバー制度により、国内で住所登録を有する全ての個人には12桁の個人番号が、国内の法人には13桁の法人番号が割り振られています。

平成28年1月よりマイナンバー制度が開始されたことに伴い、金融機関から税務署に提出する法定調書に個人番号（マイナンバー）、法人番号を記載することが法令で義務付けられました。

このため、平成28年1月以降に対象のお取引をされる場合は、お客様からマイナンバー、法人番号のご提示をいただく必要がございます。

経過措置期間終了に伴うお知らせ

マイナンバー制度開始以前に当組合とお取引を開始された、以下のお客様については、6年間の経過措置が令和3年12月末を以て終了し、マイナンバー・法人番号（以下「マイナンバー等」）の届出が必要と法令で定められております。

マイナンバー等の提示に、ご理解とご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、マイナンバー制度開始以降にお取引を開始され、マイナンバー等を届出いただいていないお客様につきましても、マイナンバーの届出にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、法令で定められた手続き以外にマイナンバー等を利用することはありません。

1. 法令によりマイナンバー、法人番号のご提示が必要な主なお取引

個人のお客様	法人のお客様
<ul style="list-style-type: none">・出資金（配当金額が10万円超のお客様）・国外送金等・少額貯蓄非課税制度（マル優）のご利用・財形預金（年金、住宅）	<ul style="list-style-type: none">・出資金（配当金額が3万円超のお客様）・国外送金等・定期預金等の預金取引

2. マイナンバーのご提示の際に必要な書類

個人のお客様	法人のお客様
以下のいずれかの書類をご用意ください。 <ul style="list-style-type: none">・「マイナンバーカード」・「通知カード」又は「住民票の写し（マイナンバーあり）」+本人確認書類（運転免許証等）（注1）	以下のいずれか書類をご用意ください。 <ul style="list-style-type: none">・「国税庁法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷した物」又は「法人番号指定通知書」+法人確認書類（注2）

（注1）写真付でない本人確認書類の場合、2種類の確認書類が必要となります。

（注2）登記事項証明書、印鑑登録証明書、国税・地方税の領収証書または納税証明書等

※なお、届出及びお問い合わせは、お取引のある営業店へお申し出ください。

預貯金口座付番制度についてのお知らせ

平成30年1月にマイナンバー制度の改正が行われ、マイナンバーを預貯金口座に紐づける預貯金口座付番制度が開始されました。

当組合でも個人のお客様に対して預金口座の新規開設時、または、氏名・住所変更のお届け時等にマイナンバーの届出をご依頼する場合がございますので、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

マイナンバー制度に関する情報については内閣府のホームページをご確認ください。

マイナンバー社会保障・税番号制度（内閣府ホームページ）

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>